

社会福祉法人みどりの町 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの町（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者）報酬
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 職務のために出張したときは、旅費規程に基づき旅費（日当、交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬、実費費用弁償は別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。但し、会議への出席等業務による出勤等の場合は、実費交通費のみを支給し、日当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の計算期間及び支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給の時期は、毎月15日締めをもって集計し、当月25日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったとき

は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 当日が金融機関の休日の場合はその日の前日の金融機関稼働日とする。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 報酬計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成27年4月1日施行役員等の報酬及び費用弁償規程は廃止する。)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	日額 15,000円
理事	日額 10,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区分	日額	実費弁償費
評議員会への出席	10,000円	車賃(1km) 35円（私有車使用の場合） 有料道路料金 実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	公共交通機関 実費額

私有車使用の場合の車賃は自宅から目的地までの経路及び距離を届出ること

（2）理事

区分	日額	実費弁償費
理事会への出席	10,000円	車賃(1km) 35円（私有車使用の場合） 有料道路料金 実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	公共交通機関 実費額

私有車使用の場合の車賃は自宅から目的地までの経路及び距離を届出ること

（3）監事

区分	日額	実費弁償費
監事監査等への出席	10,000円	車賃(1km) 35円（私有車使用の場合） 有料道路料金 実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	公共交通機関 実費額

私有車使用の場合の車賃は自宅から目的地までの経路及び距離を届出ること